

# 名古屋港管理組合公報

平成17年12月26日  
(月曜日)  
号外第 202 号

規則 次

- 名古屋港管理組合公有財産管理規則の一部を改正する規則 ..... 1

## 規則

名古屋港管理組合公有財産管理規則の一部を改正する規則を公布する。

平成十七年十二月二十六日

名古屋港管理組合管理者

名古屋市長 松原 武久

### 名古屋港管理組合規則第十八号

名古屋港管理組合公有財産管理規則の一部を改正する規則

名古屋港管理組合公有財産管理規則(昭和五十四年名古屋港管理組合規則第五号)の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項に次のたゞし書を加える。

ただし、第一号の場合において管理者が特に必要と認めるときは、この限りでない。

第二十一条第一項第三号中「貸付ける」を「貸し付ける」に改め、同号を同項第五号とし、同項第二号中「前号」を「前三号」に、「貸付ける」を「貸し付ける」に改め、同号を同項第四号とし、同項第一号中「建物の所有を目的として」を「前一号の場合を除くほか、建物の所有を目的として」に改め、「建物を除く。次号及び第三号において同じ。」を削り、「貸付ける」を「貸し付ける」に改め、同号を同項第三号とし、同項に第一号及び第二号として次のように加える。

一 定期借地権(借地借家法(平成三年法律第九十号)第

二条第一号に規定する借地権で同法第二十一条の規定の適用を受けるものをいう。)を設定して、土地及び土地の定着物(建物を除く。以下この項において同じ。)を貸し付ける場合 五十年

二 事業用借地権(借地借家法第二十四条第一項に規定する借地権をいう。)を設定して土地及び土地の定着物を貸し付ける場合 二十年

第二十一条第一項中「前項の」を「前項第三号から第五号までに定める」に改める。

この規則は、公布の日から施行する。